

## 日高川町低入札価格調査実施要領【建設工事】

### 1 目的

この要領は、日高川町が発注する建設工事に係る入札において、一定の基準価格を下回った入札があった場合に、自動的に失活となる最低制限制度とは異なり、その入札価格で適正な工事が可能かどうか等の調査を実施することにより、ダンピングの防止を図り、公共工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

### 2 調査の根拠法令等

調査の根拠とする法令等は次のとおりとである。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項「普通地方自治公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他の請負契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、又はその者と契約を締結することが構成な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内に価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。」
- (2) 施行令第167条の13  
「第167条の7から第167条の10までの規程は、指名競争入札の場合にこれを準用する。」

### 3 用語の定義

- (1) この要領中「入札執行者」とは、入札の執行に関する事項についての専決をすることができる者のことをいう。
- (2) この要領中「調査者」とは、事業主幹課長。ただし各支所において発注する工事においては、各支所長をいう。
- (3) この要領中「調査基準価格」とは、施行令第167条の10第1項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。

### 4 調査対象工事

原則として次に掲げる工事を対象とする。

施行令第167条の10の2の規定により落札者を決定する方法（以下「総合評価落札方式」という。）を適用する工事（第167条の13により準用される場合を含む。）

## 5 調査基準価格の設置及び算定

施行令第167条の10第1項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされていないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を設けるものとし、それはその者の申込みに係る価格が、契約ごとに定める額に満たない場合とする。

また、調査基準価格の算定は予定価格の算出の基礎となる仕様書、工事設計書等により入札執行者が算定する。

なお、契約ごとに定める調査基準価格の算定方法は次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる額の合計額に一定の範囲で無作為に発生させた係数（ランダム係数）を乗じた額。なお、鋼橋、電気通信、機械設備、営繕工事及び下水道工事のうち機械設備・電気通信工事については別紙算定基準（1）、（2）、（3）のとおりとする。

基準額の算定

ア 予定価格（税抜き）が1億円未満の工事

- (ア) 「直接工事費」に100分の100を乗じて得た額
- (イ) 「共通仮設費」に100分の90を乗じて得た額
- (ウ) 「現場管理費」に100分の90を乗じて得た額
- (エ) 「一般管理費」に100分の68を乗じて得た額

イ 予定価格（税抜き）が1億円以上の工事

- (ア) 「直接工事費」に100分の97を乗じて得た額
- (イ) 「共通仮設費」に100分の90を乗じて得た額
- (ウ) 「現場管理費」に100分の90を乗じて得た額
- (エ) 「一般管理費」に100分の68を乗じて得た額

ただし算出した基準額が、予定価格に10分の9.5を乗じて得た額を超える場合にあつては、10分の9.5を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (2) 特別な事情がある場合については、同項第1号に規定する算定方法によらないものとすることができる。

## 6 低入札価格調査

調査基準価格を下回った価格で応札した者（以下「低入札価格入札者」という。）に対し、低入札価格調査を実施するときは、第12項の規定する調査様式及び添付資料により調査を実施するものとする。

## 7 低入札価格調査の意向確認

調査基準価格を下回った価格で応札した場合に、予め、低入札価格調査を受ける意向を低入札価格調査意向確認書（別記様式1）により確認するものとする。

## 8 入札参加者への周知

入札執行者は、次の事項に周知をするものとする。

- ア 低入札価格調査制度を採用すること。

- イ 低入札価格入札者は、総合評価における最高値の評価の者（以下「最高評価値入札者」という。）であっても、必ずしも落札者とならない場合があること。
- ウ 低入札価格入札者は、事後の調査（事情聴取）に協力すべきこと。
- エ 低入札価格調査を受ける意思がある低入札価格入札者は、入札書の提出時に低入札価格調査意向確認書を提出しなければならない。
- オ 入札参加者は自ら入札金額と調査規準価格を比較し、入札金額が調査基準価格を下回った場合、かつ、低入札価格調査意向確認書を提出した場合は、第12項に規定する調査様式を提出しなければならない。
- カ 第12項に規定する調査様式の提出期限

## 9 調査における留意点

- (1) 入札書における入札金額と工事内訳書における工事価格設計額は同額でなければならない。同額でない場合は失格とする。
- (2) 低入札価格入札者は、第12項の各号に掲げる調査様式を提出しなければならない。調査様式の提出がなかった場合は、調査を実施することなく失格とする。
- (3) 調査様式の提出については、次に掲げるとおりとすること。

調査様式の提出を求められた低入札価格入札者は、提出を求められた日の翌日から起算して5日以内（和歌山県の休日を守る条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日及び8月13日から8月16日までの日（以下「休日条例第1条に規定する県の休日等」をいう。）を含まない。）に第12項に規定する調査様式を提出しなければならない。

また、低入札価格入札者で、低入札価格調査意向確認書を提出しなかった低入札価格入札者は、調査を実施することなく失格とする。
- (4) 低入札価格入札者は、提出する第12項に規定する調査様式（「積算内訳書」（様式3-1））の各費用（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、工事価格計）について、入札時に提出した工事費内訳書の各費用（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、工事価格計）と同額としなければならない。同額でない場合は失格とする。

## 10 特記仕様書への明示

次に掲げる事項を特記仕様書において明示するものとする。

- (1) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、施工体制台帳（契約書の写しも含む。）及び施工体系図（以下「施工体制台帳等」という。）の監督員への提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者は応じなければならない。
- (2) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、共通仕様書に基づく施工計画書の監督員への提出の際、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者は応じなければならない。

- (3) 同項第1号から第2号の提出等の指示に違反し、施工体制台帳等及び施工計画書を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、日高川町工事請負契約指名停止規程(平成17年規程第24号)に該当するものとし、入札参加資格停止とする。

#### 1.1 入札の執行

- (1) 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合で、かつ、低入札価格入札者の中に低入札価格調査意向確認書を提出した者がいる場合には、入札執行者はすべての入札参加者に対して落札者の決定を保留する旨を宣言し、低入札価格提示者のうち最高評価値入札者に、調査を実施する旨を告げる。(調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。)

なお、調査様式の提出については、入札参加者が自ら判断して行うものとする。

- (2) 調査対象工事については開札から落札決定まで不測の日数を要する可能性があることから、低入札価格調査に着手した日以降において当該工事の入札参加者から入札経過について問い合わせがあった場合は、その者の総合評価順位のみ回答するものとする。

#### 1.2 調査の実施及び報告

- (1) 調査者は、最高評価値入札者が調査基準価格を下回る入札者であった場合は、当該入札者に次に掲げる書面を提出させて、当該事項について調査を開始するものとする。

- 1 低入札価格調査報告書(様式第1号)
- 2 入札理由書(様式第2号)
- 3 入札金額の積算内訳書
  - ア 積算内訳書(様式第3-1号)
  - イ 下請予定内容報告書(様式第3-2号)
  - ウ 共通仮設費(率分)内訳書(様式第3-3号)
  - エ 現場管理費内訳書(様式第3-4号)
  - オ 一般管理費内訳書(様式第3-5号)
  - カ 資材単価一覧表(様式第3-6号)
  - キ 機械損料・賃料一覧表(様式第3-7号)
- 4 調査対象工事に関連する手持工事の状況(様式第4号)
- 5 配置予定技術者等名簿(様式第5号)
- 6 調査対象工事に使用する手持資材の状況(様式第6号)
- 7 資材購入先一覧(様式第7号)
- 8 調査対象工事に使用する手持機械の状況(様式第8号)
- 9 労務者の確保計画(様式第9号)
- 10 建設副産物の搬出先(様式第10号)
- 11 その他必要と認められる書類

- (2) 調査者は、前項の調査終了後、低入札価格調査報告書及び事情聴取結果を低入札価格調査委員会(以下「委員会」という。)に報告する。

- (3) 前項の委員会は、日高川町建設工事等入札参加資格者審査委員会と同じ委員で構成するものとする。

### 1.3 委員会の審議等

前項第2号の報告があった時は、委員会は当該入札者の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がされるかどうかについて審議を行い、適否を決定し、審議結果を町長に報告する。

### 1.4 調査後の落札者の決定

- (1) 調査の結果、最高評価値入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、速やかに最高評価値入札者に落札した旨を通知する。
- (2) 調査の結果、最高評価値入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最高評価入札者を落札者とせず、他の者のうち総合評価において最高値の評価の者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であったときには、同様の手続きをとるものとする。
- (3) 町長は、次順位者を落札者と決定したときは、最高評価入札者に対しては落札者とならない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をする。

### 1.5 落札者とならない場合の基準

以下の場合、審査会は、契約の内容に適合した履行なされないおそれがあると認められる場合に該当するものとして、最高評価値入札者（次順位者同じ）を失格と判定し、入札執行者はその者に対し落札者に決定しないことを通知するものとする。

なお、判定基準については別紙判定基準のとおりとする。

- (1) 調査様式の提出がない場合
- (2) 調査に協力しない場合
- (3) 設計仕様等に適合しない場合
- (4) 積算内訳書算出根拠が適正でない場合
- (5) 建設副産物の処理が適正でない場合
- (6) 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合
- (7) 上記の他、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合

### 1.6 補足

この要領に定めのないものについては、町長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和 6年 7月 1日から施行し、施行日以降の入札公告を行う対象工事から適用する。